



草加八潮監第52号

平成31年 2月 7日

草加八潮消防組合議会議長 関 一 幸 様

草加八潮消防組合管理者 浅 井 昌 志 様

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 白 石 孝 雄

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定例監査については、同条第9項の規定により次のとおり結果に関する報告を決定したので、提出します。

1 監査対象所属

総務課、警防課、草加消防署（管理課、青柳分署及び北分署）

2 監査対象事務

平成29年度及び平成30年度（同年9月30日まで）に執行された財務に関する事務としました。

3 監査期間

平成30年10月17日（水）から平成31年1月28日（月）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査事務処理規程第23条及び第24条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとししました。

6 監査結果

(1) 総務課

総務課には、職員の人事管理、会計、企画財政の事務を掌理するため、人事経理係と企画財政係の2係が置かれています。

平成30年度の職員体制については、組合職員数の5.7%、19人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成30年4月1日現在）

所属	人数	割合
総務課	19人	5.7%
その他の所属	312人	94.3%

総務課は、消防組合、消防局の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。具体的には、職員の人事、給与及び厚生管理並びに職員研修の実施をはじめ、収支の審査や決算の調製などの会計事務、消防行政の企画立案や組合の財政に関することなど、その業務は多岐にわたっています。

(2) 警防課

警防課には、課内の事務を処理するため、警防救助係と救急係の2係が置かれています。

平成30年度の職員体制については、組合職員数の2.4%、8人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成30年4月1日現在）

所属	人数	割合
警防課	8人	2.4%
その他の所属	323人	97.6%

警防課は、救急救命士の養成・教育や消防車両の整備などを通して、市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、警防救助係は消防車両を初め、消防活動に必要な資機材の更新配備や消防水利の維持管理、緊急消防援助隊の編成などを担い、救急係は救急救命士の養成・教育訓練や管内公共施設などへのAED普及促進の業務を担っています。

(3) 草加消防署管理課

草加消防署管理課には、草加市内の消防署、分署の総合調整等を行うため、

管理系の1係が置かれています。

平成30年度の職員体制については、組合職員数の1.5%、5人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成30年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署管理課	5人	1.5%
その他の所属	326人	98.5%

管理課は、消防、救急活動を行う現場活動とは一線を画す立場から、消防署の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。具体的には、災害活動拠点となる庁舎の整備や維持管理をはじめ、草加市消防団に関する事務など、消防活動を支えるための業務を実施しています。

(4) 草加消防署青柳分署

草加消防署青柳分署には、消防第1係及び第2係、化学第1係及び第2係、救急第1係及び第2係の6係が置かれています。

平成30年度の職員体制については、組合職員数の10.0%、33人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成30年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署青柳分署	33人	10.0%
その他の所属	298人	90.0%

青柳分署は、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民の危機管理意識を醸成する業務を担っています。

(5) 草加消防署北分署

草加消防署北分署には、消防第1係、第2係、第3係及び第4係、救急第1係及び第2係の6係が置かれています。

平成30年度の職員体制については、組合職員数の9.4%、31人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成30年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署北分署	31人	9.4%
その他の所属	300人	90.6%

北分署は、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民の危機管理意識を醸成する業務を担っています。

平成29年度及び平成30年度の9月30日までに執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められましたので、**《指摘事項》**はございません。

7 将来に向けた意見

(1) 総務課

総務課は、組合運営の基礎となる人事、企画、財政を所掌しています。今年度も日本各地で大きな災害が多発しており、当組合の地域においても、いつ災害が発生してもおかしくない状況に置かれています。日増しに高まる市民の消防に対する期待に応えるためにも、当組合は盤石の体制を構築する必要があり、総務課には、職員一人一人の意欲の向上に繋がる、働きやすい職場環境を整備することが求められます。

総務課は、財務執行や会計処理を管理し、来年度からは契約事務も所掌する予定であり、組合内の事務を指導する立場です。今回の監査結果を踏まえて、適切に事務を処理し、その上で他の課に対し、きめの細かい指導を行ってください。

今年度から開始された人事評価制度の構築、今後訪れるベテラン職員の大量退職や定年延長への備え、老朽化した庁舎や消防力の適正配備への対応など、総務課には当組合の根幹をなす重要な課題が山積されています。いずれも急務ではありますが、一つ一つ確実に対処されるよう切に願います。

(2) 警防課

消防の最大の目的は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することであり、この目的を果たすためには、高度な専門知識や技術を持つ職員の育成と高性能な資機材の確保が必要となります。

警防課では、現場職員が迅速かつ的確な活動ができるよう、救急救命士の教育事業や消防車両の更新整備を担っており、現場活動の一翼を担う役割を果たしています。このような側面からの支えによって、消防局全体として災害対応力が高まっており、市民に対し安全・安心を届けることが可能となっています。

災害対応とは一線を画す事務処理においても、より適正に行うことで、更に市民の信頼を得られるようにしてください。

近年の大規模・多様化する災害や、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックといった国家的規模の行事を控え、当組合の消防力の向上はもちろんのこと、他の消防機関や関係機関との連携を強化させ、より一層、災害対応力の強化に努められるよう期待します。

(3) 草加消防署管理課

草加消防署管理課は、消防署庁舎の維持管理や草加市消防団に関する事務を処理しており、災害対応を担う職員、消防団員を事務分野において支える役割を担っています。

所掌事務の対象である消防団については、大規模災害時の人員動員力が期待されますが、現状では、定数と実員数にかい離が生じています。団員の確保を図る

ためにも、詰所への空調設備の設置など消防団の活動環境の整備が必要であると
考えます。

消防庁舎については、災害時の活動拠点としては勿論のこと、現場部門の職員
が昼夜を問わず使用し続ける生活拠点としての側面も有しています。しかしなが
ら、築50年が経過する草加消防署庁舎及び築39年が経過する青柳分署庁舎は
老朽化が進んでいます。極めて大規模な地震に直面した場合、その機能を維持で
きるのか憂慮していますので、施設の在り方を早急に検討されるよう願います。

管理課が処理する事務は、現場活動とは一線を画していますが、地域の安心と
安全を確保するため、現場部門、消防団の円滑な活動を支えており、その意義は
大きいものといえます。

今後とも強い使命感と誇りをもって業務に取り組み、市民の厚い信頼に応えら
れるよう期待します。

(4) 草加消防署青柳分署

草加消防署青柳分署は、消防の最大の使命である市民の生命、身体及び財産を
保護するため、常に災害現場の最前線という過酷な状況で活動を行っています。

青柳分署においては、出動区域内に危険物を取扱う事業所も多く、化学消防車
等の専用車両を有していることから、特殊災害対応において重要な役割を担っ
ています。また、草加柿木地区産業団地（草加柿木フーズサイト）の始動に伴い、
人の往来が激しくなることが予想され、青柳分署に対する市民の期待はますます
高まるものと思われまます。

災害現場での活動や訓練の傍ら、事務もこなさなければならないことは困難を
有するものであると思慮されますが、消防局や管理課の職員などと連携し、より
適正な事務を行うことにより、更なる市民の信頼を得られるよう期待します。

(5) 草加消防署北分署

草加消防署北分署は、消防の最大の使命である市民の生命、身体及び財産を保
護するため、常に災害現場の最前線という過酷な状況で活動を行っています。

北分署においては、出動区域に東京外環自動車道を抱えており、外環道は、平
成30年6月に千葉湾岸エリアまで延伸し、飛躍的に交通量が増えたことにより、

思わぬ事故が発生することも予想され、北分署に対する市民の期待はますます高まるものと思われます。また、北分署では、救急活動時排出される医療廃棄物処理の事務も担っています。

災害現場での活動や訓練の傍ら、事務もこなさなければならないことは困難を有するものであると思慮されますが、消防局や管理課の職員などと連携し、より適正な事務を行うことにより、更なる市民の信頼を得られるよう期待します。